

郡上市告示第 85 号

省エネ家電購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

郡上市長 山 川 弘 保

省エネ家電購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、家庭における電気料金の負担の軽減及び省エネルギーの促進を図るため、予算の範囲内で行う郡上市省エネ家電購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、郡上市補助金等交付規則（平成 16 年郡上市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次項に規定する家庭用電化製品（以下「補助対象製品」という。）を購入し、市内の補助対象者が居住する住宅に設置する事業とする。

2 補助対象事業の対象となる補助対象製品は市内の店舗で購入した次に掲げるものとする。

(1) 電気冷蔵庫であって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 中古品又は転売品でないこと。

イ 家庭用の機器であること。

ウ 日本産業規格 (JIS 規格) C9901 に基づく多段階評価点 (目標年度 2021 年度) が 3.0 以上であること。

(2) エアコンであって、次に掲げる要件を満たすもの

ア 中古品又は転売品でないこと。

イ 家庭用の機器であること。

ウ 日本産業規格 (JIS 規格) C9901 に基づく多段階評価点 (目標年度 2027 年度) が 3.0 以上であること。

3 補助対象事業は、別に定める期間内に行わなければならない。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第 6 条の規定による申請の時に市内に住所を有し、当該住所に補助対象製品を設置していること。

(2) この告示に基づき、当該年度において補助金の交付を受けていないこと。

(3) この告示に基づき、当該年度において補助金の交付を受けた者が同一の世帯に属していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入に要する費用とする。

2 補助対象経費には、次に掲げる費用を含めないものとする。

- (1) 補助対象製品の設置に要する工事費
- (2) 補助対象製品の設置に必要な部品、付帯設備等の購入費
- (3) 配送料
- (4) 保証料その他の諸経費
- (5) 消費税及び地方消費税
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額の4分の1（千円未満切り捨て）の額とし、5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条第3項に規定する期間内に、省エネ家電購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された領収書その他の書類の写し
 - ア 購入日
 - イ 購入金額
 - ウ 製品型番
 - エ 購入した店舗の名称及び所在地
- (2) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された保証書の写し
 - ア 製造元
 - イ 購入日
 - ウ 製品型番
 - エ 申請者の氏名及び住所
 - オ 購入した店舗の名称及び所在地
- (3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードその他の官公署が発行したものに限る。）の写し
- (4) 補助金振込先口座（申請者本人の名義に限る。）の通帳の写し
- (5) 対象製品の設置状況が確認できるカラー写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、前条の規定による申請を適当と認めたとときにあつては省エネ家電購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたとときにあつては郡上市省エネ家電購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

(財産処分等の禁止)

第9条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、対象設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）の規定による耐用年数の期間内において、その対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することはできない。

（交付手続の特例）

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第14条、第15条及び第17条の規定は適用しない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。